

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：32406

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26770070

研究課題名(和文)創造と税制 舞台芸術におけるクリエイティブ・ボックス制度構築に向けた国際理論研究

研究課題名(英文)The effect of policy incentives and tax systems on theatrical creation

研究代表者

秋野 有紀(AKINO, YUKI)

獨協大学・外国語学部・専任講師

研究者番号：30708590

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本の演劇環境を整備するための参照項として、現代ドイツの文化政策を分析した。その際、劇場を中心に、創造性を支援する要素として、国の文化政策的枠組み、文化への税制、著作権のあり方、地域間や他分野の広域協働支援に着目して、分析した。その結果、連邦主義的な文化政策の動揺による制度の変化、ドイツの文化税制の特徴、劇場と映画業界の制作、流通への考え方の違い、広域的な協働の事例などが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research project is an analysis of German cultural policies to provide insight into the future of the Japanese theatrical system. Focusing primarily on theater in Germany, the following points were analyzed assuming they function as incentives on creative works: 1) political frameworks of the German Federal Republic, 2) impact of the German tax system on the support of creative and artistic productions, 3) "Urheberrecht" as the German copyright, 4) cooperative funding systems between the communal areas and cultural bodies (including museums as a reference to theaters). Findings of this study detail the 1) upheaval of federal cultural policies and actual typical changes; 2) differences in the German tax systems regarding creativity and tourism from other countries; 3) difference of opinion regarding the separation of production and distribution in the film and theater industries; and 4) concrete examples of cooperative finances in communal levels and art territory (museums).

研究分野：文化政策

キーワード：劇場政策 ドイツ 欧州 文化税制 著作権 広域的支援 ミュージアム 連邦制

1. 研究開始当初の背景

2012年に日本ではいわゆる「劇場法」が成立し、今後、公共ホールを創造の拠点へと転換していくための制度設計への需要が高まった。この議論では、しばしば企業運営体で、かつ創造活動の拠点である欧州型の劇場制度が、ひとつの好ましい到達点であるかのように参照されることが多かった。しかし2010年以降、ドイツなどでは劇場の肥大化が批判され、新たな運営形態が模索されている。そのため、すでにいくつもの事例に富むドイツの劇場制度を例に、その現代的課題を抽出し、代替策を検討することは日本にとっても有意義であると思えた。また日本では当時、消費増税の議論もなされており、文化に関しては欧州のような軽減税率を議論する必要もあるのではないかと考えた。しかし軽減税率を含めて、文化の税制に関しては、主に文化財が中心として検討されてきており、舞台芸術に関する研究の蓄積が乏しかった。また、今日的な制度を考えるにあたっては、グローバル化や複製技術の発達、自由貿易への志向は今日無視できないため、それらの国際的な動きを踏まえつつ、この2点の関心に答えるためには、欧州の例が参考になると考えた。

2. 研究の目的

以上の問題意識を、以下の論点に落とし込んで考えていくことにした。

(1) 舞台芸術を取り巻くドイツの文化政策的な状況のアクチュアルな動向を把握する。

(2) グローバル化し、複製が容易になった時代において、既存の制度的枠組みが現状と乖離している点を抽出する。

著作権制度における著作権者と創造者(制作者・演出家・戯曲家)の関係を把握する。

自由貿易制度における文化サービスの自由化が、従来の公共文化政策に与えると思われる影響を把握する。

絵画・文化財を中心として研究されてきた文化税制を援用し、舞台芸術についてはどのように考えるべきか、その手掛かりを得る。

条約や税制では、「芸術」と「商品」として線引きされるものの、上演とDVDに今日、質的な差はあるのか、どのようにその差を根拠づけうるのかを考える手掛かりを得る。

(3) ドイツは他のEU諸国とは異なり、文化税制を拡大させる試みとともに国家(連邦政府)の舞台芸術支援が活発になっている珍しい例である(通常は公私のバランスが変わるが、ドイツの場合は両方が増えている)。その背景を明らかにする。

まずこれまでドイツの文化政策とは、州の政策を指したが、ドイツでも研究の少ない連邦政府の文化政策の全体的な構造を(舞台芸術に限定せず)明らかにする。

連邦政府の関与拡大の背景とその根拠

付け(経済状況と法的根拠)を明らかにする。
(4) 得られた成果に関しては、最終的に体系的なものとしてまとめて出版をするが、日本のアクチュアルな政策議論ともかかわる論点やデータがあれば、部分的に日本の関心・状況に文脈を合わせて論文・学会発表で公表し、日本側からもフィードバックを得る。それにより結果的に日本の文脈でも政策的インプリケーションを得られるように研究を進める。

3. 研究の方法

制度面については、先行研究の射程をドイツに関するものに限らず広く取り、文献研究を行った。また、アクチュアルな動向については、新聞資料、政府の調査報告書などの分析で適宜補い、分析していった。2度、ドイツで文献・資料収集と関係各省の政策担当者、政党の政策担当者、NPOの市民活動家、研究者などへのヒアリングを行った(なお、申請当初は、2年目に海外調査を予定していたが、この年に数回、家族が入院し、手術をすることとなったため、海外調査は最終年度に移動し、実施した。)

4. 研究成果

研究の成果を大まかにまとめると、以下の点が明らかになった。

(1) 連邦主義の動揺

連邦政府の芸術への関与は、とりわけ舞台芸術で増大している。既存研究ではその背景を州の財政難に見出していたが、実際にはドイツの政治が全体として(文化政策領域のみならず)分権構造を刷新しようとしているという背景があることが明らかになった。また2017年9月の連邦選挙のための政策案を議論する会合を2016年8月にヒアリングした際、市民活動家から、これまでタブーであった劇場支援を連邦に行うよう要求している、という話を聞いた。ドイツの制度では考えられないことであったが、その9か月後、支援が決まったという報道があった。こうしたことから、ドイツの文化政策のあり方自体は、現在大きな変動期にあると言わざるを得ない(またこの際の副次的な成果として、ドイツでは連邦議会選挙の前に、全国レベルで政策を討論する勉強会が開かれ、市長、政策部局担当者、連邦議会議長経験者、欧州議会議員経験者、芸術家が一堂に会し、市民とともに現状の課題を抽出し、政策を議論していること、そしてその手法を参与観察することができ、文献ではわからなかった市民と政治のダイナミズムの一端も明らかになった。)

(2) 観光との相乗効果

文化税制として目的税的な ÜmStG(シティ・タックス)は、ドイツではすべての大都市が採用しているわけではないことが分かった。2016年末現在で23都市(2010年にケルンが導入し、2011年にハンブルクが続いた。

判決も分かれていたが、2013年の連邦裁の合憲判決により、2014年にベルリンも導入。大都市のみならずヒルデスハイムのような中小都市も導入している。ドイツでは、用途を選挙で決定するという民主的手続きはとらず、目的が文化振興か観光振興かも曖昧である傾向がみられ、文化と観光がひと纏まりにされる近年の傾向が強く反映されている。

(3) 複合的な著作権者

著作権の保護期間を長くすることに実質的な創造性促進効果(創作者へのインセンティブ)は見込めないという批判については、日独の近年の研究動向は一致している。映画、絵画、出版と比べて舞台芸術には、税制も著作権も先行研究や資料が少ないのだが、映画業界で指摘されている流通と制作の切り離しこそが創造のクオリティを高める、という点については、焦点が劇場になった場合、日本では逆転する(総合的な企業体としての劇場システムを求める傾向にある)。このことは、劇場はスクリーンをたくさん持っており、メディアがひとつだからという違いを考慮するにせよ、興味深い論点になるため、今後さらにどちらが効率的でかつ、創造環境として好ましいのか、検討を続けたい。

(4) 社会市場経済への固執

当初、TTIPを念頭に置き、劇場への公的助成が制限を受けることとなった場合、それに代わる税制や法的なインセンティブが必要ではないかと考えたのだが(そして欧州並みの補助金に頼らない劇場制度を日本に考える手掛かりを得たいと思っていたが)、欧州での議論は(日本も交渉に入っている)TiSAに移っていった。EUは積極的な交渉を視野に入れているが、ドイツの文化政策はかなり否定的な姿勢をとっている。その際には、ドイツの「社会市場経済」が強調され、経済のグローバル化・自由化は文化サービスにとっては脅威でしかなく、格差を拡大させかねないため、連帯してコミュニティを維持・形成する原理である社会市場経済とは相いれない、と考えられていることが分かった。

そうした連帯的な考えをドイツで唯一法にしたものとして、ザクセン州の「文化地域法」があるのだが、その立法の過程と現在の課題が政策立案者自身とのやり取りで明らかになった。また制度としては、フランクフルトのミュージアム分野でこうした連帯的な財政協働の先例があったため、劇場を相対化する意味で、そのシステムについても現状を明らかにした。

(5) 保護主義

ドイツの現在の劇場制度は硬直も見られる。この批判は前提環境の違う日本には一概にあてはめられないのだが、近年のドイツの研究は劇場への補助金や助成をパターンリスティックであると批判するに留まっている。公的資金以外の税制の工夫へとさらに議論を進める余地は、ドイツの研究業界において今後指摘したい。とりわけ、劇場のみみる

とパターンリスティックに見える公的支援も、「多様性」という側面から見ると、評価と批判の根拠は違ってくる。この多様性の理念については、今まで単に文化人類学的な概念をもとに検討されてきたが、研究調査の過程で副次的に明らかになった点として、思想的に掘り下げていくと、ドイツの歴史家ヘルダーの思想からの影響を指摘できることが分かった。この点は、ドイツの研究の文脈で見落とされてきた点なので、国際学会などでもさらに発表したい(国内では発表済)。

以下は、今後の課題として残った論点である。

目的税は財政学の立場からは、原則的に「応益性」を求められざるを得ない文化税制とされていることが分かったが、例えばミュージアムの領域で自治体(フランクフルト)が開発したプール型の基金は、毎年予算編成に左右されない安定的な財源となるという点では、同じ目的を志向していると言える。そのため、正当化を厳密に求められる税制と、連帯感を理由に配分を調整する目的連合的な基金(あるいはザクセン州地域文化法のような目的連合的な地域区画設定も含めて)との長所をすり合わせる制度設計が必要ではないか。

「商品」と「芸術」を上映形態で一律に線引きするのではなく、芸術のサービスであるからこそ、質あるいは嗜好の視点を組み入れることが出来ないかと考えるが、数値化以外で説得的に質を可視化するような根拠を考える必要がある。一律の線引きではなく、消費者が個別具体的にその嗜好に応じて芸術を支えられるよう、文化分野では例外的に個別性こそが生きる制度を設計できないか。以上が今後の課題となる。

なお本研究の一部は、美学出版社から編著として9月に出版することが決定しており、残りの部分は体系的に単著として引き続き出版予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

秋野有紀「首都機能移転における「地域性」の要件 ドイツ連邦首相府の文化メディア政策を参照として」『ドイツ学研究』71, 1-24頁, 2016年。査読無。オープンアクセス:

<http://id.nii.ac.jp/1140/00000971/>

秋野有紀「戦後西ドイツにおける「ミュージアム教育員」制度化の背景と財源確保の手法」『ドイツ学研究』69, 41-63頁。2015年3月査読無。オープンアクセス:

<http://id.nii.ac.jp/1140/00000336/>

〔学会発表〕(計 3件)

秋野有紀「現代ドイツの文化政策における多文化への眼差し ヘルダーの思想との共通項と実践のディレンマ」日本ヘルダー学会、2017年度春季研究発表会、2017年5月13日、立教大学。

秋野有紀「国家レベルの文化行政における首都機能の移転・分配 ドイツはどのような要件を重視し、移転・分配を行ったのか」日本文化政策学会、第10回年次研究大会、2017年3月25日、静岡文化芸術大学。

Yuki, AKINO: An empirical analysis of the 'German image' of Japanese youth as seen through public diplomacy: Reconciling the interest gap between Germany's domestic and foreign cultural policies, VIII International Conference on Cultural Policy Research, Hildesheim Germany, 2014年9月11日

〔図書〕(計 1件)

秋野有紀、藤野一夫、マティアス=テオドール・フォークト(編)『地域主権の国ドイツの文化政策』美学出版、2017年9月30日(刊行予定)の内、秋野有紀「ドイツ連邦政府の文化政策 連邦制改革の象徴として」、秋野有紀「文化を議論し、定義づけるのは誰か 1970年代の政策理念 万人のための文化が国際金融と批判のまちフランクフルトに投げかけた問いの現在」、秋野有紀・藤野一夫「ドイツの劇場政策 その成立史と現在の制度改革における課題」藤野一夫・秋野有紀「文化教育の再生 現代ドイツ文化政策の焦点」、マティアス=テオドール・フォークト(著) 秋野有紀(翻訳)「文化と法ザクセン文化地域法を例に」、巻末資料を担当。

〔その他〕(計 7件)

その他に、2014年9月のInternational Conference on Cultural Policy Research(国際文化政策学会)では、学会からの指名でCultural Diplomacyのセッションでチェアをつとめ、各国の研究者の発表からも多くの刺激を得た。またこの際、研究内容そのものの紹介ではないが、ドイツで文化政策の研究をしていた日本人研究者が国際学会でドイツに戻ってきた、という文脈で、Hildesheimer Allgemeine Zeitung新聞(2014年10月23日)にインタビュー紹介記事が掲載された。2016年1月に獨協大学にて東ドイツ映画の催し(一般にも公開)と7月に小平市中央公民館にてドイツの文化政策(とりわけ観光エリアとして馴染みがあるフランクフルト・アム・マイン周辺を事例とした)について一般向けの講演会を行い、研究の一

部であるドイツの文化政策の考え方についての社会還元につとめた。また11月に日独中の文化産業と対外文化政策の国際フォーラムを獨協大学にて実施した際も、その企画と2日間の司会を通じて、文化政策の国際比較や文化産業という概念のあり方、ドイツの文化政策など、日本では一般にまだ馴染みがあるとは言えない内容に関して、専門的な研究と一般社会の関心との橋渡しすることができた。一般公開であり、述べ350名の来場があったため、このことを通じて、自分の研究の一部を社会にも還元することもできたと考える。さらに、以下はより専門的なものになるが、2016年1月には日仏会館でパリ西大学教授のフランソワ・ショベ教授のフランスの文化外交に関する講演に討論者として出席し、独仏の文化政策の相違を考える上で貴重な意見交換を行うことが出来た(招待有り)。2017年3月にビーレフェルト大学学際研究センターより、エバハルト・オルトラント博士を招いて、著作権と複製の倫理についての研究会を獨協大学にて開催し、近年のドイツの政策動向と、そこに特徴的な倫理を重視する考え方についての議論を通じて、アクチュアルな示唆を得ることができた。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

秋野 有紀 (AKINO, Yuki)
獨協大学・外国語学部・専任講師
研究者番号: 30708590